

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年10月19日	
【会社名】	株式会社 環境管理センター	
【英訳名】	ENVIRONMENTAL CONTROL CENTER CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水落 憲吾	
【本店の所在の場所】	東京都八王子市散田町三丁目7番23号	
【電話番号】	042(673)0500(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 浜島 直人	
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市散田町三丁目7番23号	
【電話番号】	042(673)0500(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 浜島 直人	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	198,810,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	470,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式（以下「本株式」という。）は、平成28年10月19日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	470,000株	198,810,000	99,405,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	470,000株	198,810,000	99,405,000

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、99,405,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
423	211.5	100株	平成28年11月4日	-	平成28年11月4日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、当社と株式会社フィールド・パートナーズ（以下「フィールド・パートナーズ」又は「割当予定先」という。）との間で、本有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本株式の発行（以下「本第三者割当増資」という。）は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社環境管理センター 管理部	東京都八王子市散田町三丁目7番23号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 八王子支店	東京都八王子市横山町15-3

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
198,810,000	15,000,000	183,810,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬、業務委託料、登記関連費用及び有価証券届出書作成費用等です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資は、当社の環境計量証明業の基盤をなす分析施設をリニューアルするとともに、割当予定先であるフィールド・パートナーズとの業務提携（詳細については下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」をご参照ください。）により増加が見込まれる土壌・地下水汚染分析の受注に応えるために設備を増強することを目的とするものであり、上記差引手取概算額の使途は次のとおり予定しております。なお、実際の支出予定時期までは安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な資金使途	金額（円）	支出予定時期
環境基礎研究所のリニューアル	163,810,000	平成28年11月 ～平成33年6月
東関東技術センターのリニューアルと分析機器の購入	20,000,000	平成28年11月 ～平成30年6月

環境基礎研究所のリニューアル

当社は、環境関連諸法規にて定められている基準への適合状況を確認するための測定・分析を行い、計量法に基づく計量証明書を提供する環境計量証明業を基盤とした事業を展開するにあたり、関東一円に3箇所の分析所を設けています。中でも八王子市にある環境基礎研究所は当社の基幹ラボであり、他の拠点で行っていないダイオキシン分析やアスベスト分析、種々の受託試験などを実施しています。しかしながら、平成4年の設立から20年以上が経ち、施設の老朽化、陳腐化が目立っており、従来型の環境調査分野から受託研究、アスベスト測定等の応用測定分野に軸足を移すための分析室の改修や経年劣化による省エネ性能の低下等が見られる空調設備の修繕などを内容とするリニューアルが必要不可欠との判断に至りました。リニューアルには、平成28年11月から平成33年6月までに総額約2億円の投資が必要と見込んでおり、うち163,810,000円を本第三者割当増資にて調達した資金で、不足分を自己資金で充当する予定です。

東関東技術センターのリニューアルと分析機器の購入

当社の東関東技術センターでは、全社で受注した土壌・地下水汚染に係る分析を一手に行っています。フィールド・パートナーズとの業務提携により土壌・地下水汚染に係る分析業務の受注の増加が見込まれますが、現在の東関東技術センターの設備ではかかる受注の増加に十分に対応することは困難であり、設備の増強が必要であるとの判断に至りました。そこで、土壌・地下水汚染に係る分析業務の受注の増加に対応できるよう、作業効率の改善を図るための動線の見直しなどを内容とする分析室のリニューアルを行うとともに、経年劣化による故障や稼働率の低下等が見られる分析機器を更新します。リニューアル及び分析機器の更新には、平成28年11月から平成30年6月までに20,000,000円の投資が必要と見込んでおり、全額を本第三者割当増資にて調達した資金で充当する予定です。

本第三者割当増資による調達資金を上記の使途に充当することは、環境計量証明業を行っていく基盤を強化するとともに、フィールド・パートナーズとの業務提携により増加が見込まれる分析需要に応えるために必要不可欠な投資であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成28年10月18日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社フィールド・パートナーズ	
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 福永 健二郎	
	資本金	213,500千円	
	事業の内容	土壌汚染に係る調査、汚染対策工事の請負及び土壌汚染対策工事の保証サービスなど	
	主たる出資者及びその出資比率	福永健二郎 44.5%、株式会社ケーエフマネジメント 42.2%、損保ジャパン日本興亜株式会社 3.4%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	人事関係	当社の従業員（2名）が割当予定先に出向しております。	
	資金関係	該当事項なし	
	技術関係	該当事項なし	
取引関係	割当予定先と土壌汚染調査業務においての取引実績が平成25年3月期に年間1,377千円ありましたが、直近の取引実績はありません。		

c. 割当予定先の選定理由

当社は、計量法に基づく環境計量証明業を基盤とした事業を展開しておりますが、平成15年の土壌汚染対策法施行以降、不動産取引に伴う土壌汚染調査は当社の主力商品として成長し、近年、当社の売上高の2～3割を占めるに至っております。当社の土壌汚染調査の特徴は、的確な調査、これまでの行政折衝経験により最適な対策計画を立案できること、特定の技術にとらわれず顧客にとり最適な対策工事を提案できることであると当社は考えております。土壌汚染は顧客にとり負の側面を持ち合わせていることから、対応に当たる個々の担当員への信頼が重要なビジネスです。

日本の土壌汚染対策の潜在的市場は16.9兆円（環境省 土壌汚染をめぐるブラウンフィールド対策手法検討調査検討会「土壌汚染をめぐるブラウンフィールド問題の実態等について 中間とりまとめ」（平成19年3月））と推定されています。土壌汚染対策法施行から10年以上経ち、毎年1千億円程度の安定した市場が形成されており、その1割が調査、9割が対策工事と見積もられます。当社としては、土壌汚染調査の安定した市場の中でシェアを伸ばしていくことを、重要な成長戦略と位置づけております。

一方、割当予定先であるフィールド・パートナーズは、土壤汚染対策にコストキャップ保証をつけるという独自のビジネスモデルを構築しています。フィールド・パートナーズが展開するコストキャップ保証とは、土壤・地下水汚染対策工事費用を事前に確定させるサービスで、土壤・地下水汚染対策にかかる費用が当初の見積額を超過するリスクに対する保証をフィールド・パートナーズが供与するものです。汚染対策にかかる費用が事前に確定できるため、顧客にとり土壤・地下水汚染リスクを切り離して安心して不動産取引を進めることが可能となります。

フィールド・パートナーズは、平成28年2月頃、業務範囲及び顧客層の相補性を有する当社との間で業務提携をすれば、調査から対策工事まで、コストキャップ保証のもと、ワンストップサービスを顧客に提供する体制が整うとの考えから、当社に対し、業務提携を提案しました。これを受け、当社にて検討した結果、費用面はもとより、信頼面でも競争力を強化し、両社の業績拡大を図るには、土壤・地下水汚染対策分野に関する業務提携を実施することが最良の選択であると判断するに至りました。

将来的には、コストキャップ保証を付して新たに提供する環境汚染の調査・対策サービスの共同開発へつなげ、新たなビジネスモデルを両社で構築していく所存です。

また、当社とフィールド・パートナーズは、上記の業務提携に係る協議の過程で、業務提携の実効性を高めること及び長期的なパートナーシップを構築することに向けて、資本関係を構築することが重要と考え、上記の業務提携とあわせて、相互に株式を保有する資本提携を実施することとしました。

以上の理由・経緯により、フィールド・パートナーズを本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本株式の総数は470,000株です。

e．株券等の保有方針

本第三者割当増資により発行する新株式について、割当予定先であるフィールド・パートナーズからは同社が第三者に譲渡する予定はなく、長期的に保有する方針である旨を書面で確認しております。

なお、当社は割当予定先であるフィールド・パートナーズと、割当予定先が株式払込期日から2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数の内容を当社に書面により報告すること、ならびに割当予定先が当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を平成28年11月4日に締結する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、フィールド・パートナーズの平成27年11月期に係る財務諸表に記載の総資産、純資産、ならびに現金及び預金等の状況を確認するとともに、フィールド・パートナーズから、本有価証券届出書提出日(平成28年10月19日)現在においても払込みに要する資金を有していることを口頭で確認した結果、本第三者割当増資の払込みについて問題はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先に対し、割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、その役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実ならびに割当予定先、その役員及び主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無について口頭で質問し、かかる事実は一切ない旨の回答を口頭で得ております。また、株式会社帝国データバンク(住所:東京都港区南青山二丁目5番20号、代表者:代表取締役後藤信夫)に信用調査ならびに新聞記事及びインターネット等のメディア掲載情報からの検索を依頼し、その調査報告書を受領しました。これらに加え、割当予定先の過去のホームページ及び登記簿謄本等の公開情報等に基づき、当社は、割当予定先、その役員及び主要株主は反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本株式会社には譲渡制限は付されていません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価額は、本第三者割当増資に係る平成28年10月19日開催の取締役会決議の直前営業日（平成28年10月18日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である423円と同額といたしました。

なお、当該発行価額は、直前営業日の1カ月間の終値平均値453円に対しては6.62%のディスカウント、同3カ月間の終値平均値380円に対しては11.32%のプレミアム、同6カ月間の終値平均値375円に対して12.80%のプレミアムとなっております。

取締役会決議日の直前営業日終値を基準とした理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）を基準として決定することとされており、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当増資の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためです。

上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

当社監査等委員会からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、発行価額は割当予定先に特に有利な発行価額には該当しない旨の取締役の判断について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして、会社法等の法令に違反する重大な事実認められず、当該発行価額は割当予定先に特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を得ております。なお、当社監査等委員である社外取締役のうち渡辺真一郎氏については、本第三者割当増資に係る書類作成その他の手続支援業務等の委託先であるアドバンスアイ株式会社の取締役会長を兼務していることから、上記意見に係る監査等委員会の議決に加わっておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今後の事業展開を展望した場合には、環境計量証明業を行っていく上での基盤を再整備するとともに、割当予定先であるフィールド・パートナーズとの協業により増加が見込まれる分析需要に応えるためには、分析施設のリニューアル及び分析機器の購入に係る資金が必要となります。これらの資金需要を満たすための増資の規模としては、手元資金を考慮した結果、本第三者割当増資の規模が必要であると判断いたしました。

本第三者割当増資の割当数量（470,000株）が平成28年6月30日現在の発行済株式数（4,208,270株）に占める割合は11.17%であり、当該割当数量に係る議決権の平成28年6月30日現在の総議決権数（42,069個）に占める割合は11.17%となり、一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本第三者割当増資によって当社が得る手取金は、環境計量証明業を行っていく上での基盤を再整備するとともに、割当予定先であるフィールド・パートナーズとの協業により増加が見込まれる分析需要に応え、業績の拡大を図るために必要不可欠であり、当社としてはこれにより業績の拡大を通じた企業価値の向上を図ることができると考えております。本第三者割当増資により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の利益向上に資するため、割当新株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
水落 憲吾	東京都東大和市	482,790	11.47	482,790	10.32
株式会社フィールド・パートナーズ	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号	-	-	470,000	10.05
環境管理センター従業員持株会	東京都八王子市散田町三丁目7番23号	374,700	8.91	374,700	8.01
片柳 健一	東京都杉並区	229,950	5.46	229,950	4.92
水落 阿岐子	東京都小平市	182,700	4.34	182,700	3.91
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	130,000	3.09	130,000	2.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	130,000	3.09	130,000	2.78
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	100,000	2.38	100,000	2.14
多摩信用金庫	東京都立川市曙町二丁目8番28号	90,000	2.14	90,000	1.92
飯田 富美子	東京都八王子市	82,000	1.95	82,000	1.75
計	-	1,802,140	42.83	2,272,140	48.58

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第47期、提出日平成28年9月30日）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年10月19日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成28年10月19日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第47期）提出日（平成28年9月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年10月19日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成28年9月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成28年9月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役として、水落憲吾、清水重雄、豊口敏之を選任するものであります。

第2号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

ストックオプションとして監査等委員でない取締役（社外取締役であるものを除く。）に対し新株予約権を割り当てるものであり、その報酬等の額及び具体的な内容を定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 監査等委員でない取締役 3名選任の件					
水落 憲吾	25,691	407		(注) 2	可決(92.00%)
清水 重雄	25,691	407			可決(92.00%)
豊口 敏之	25,690	408			可決(92.00%)
第2号議案 監査等委員でない取締役 (社外取締役であるものを 除く。)に対する株式 報酬型ストックオプション としての新株予約権に 関する報酬等の額及び具 体的な内容決定の件	25,677	427		(注) 1	可決(91.95%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成28年10月19日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成28年10月19日開催の当社取締役会において、株式会社フィールド・パートナーズを割当先とする第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を決議いたしました。これにより、当社の主要株主の異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 株式会社フィールド・パートナーズ

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 0個

異動後 4,700個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 0%

異動後 10.05%

(注) 1 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数42,069個を基準として計算してあります。

2 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(42,069個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(4,700個)を加えた数である46,769個を基準として計算してあります。

3 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数第三位を四捨五入してあります。

(3) 当該異動の年月日

平成28年11月4日(本第三者割当増資の払込期日)

(4) 本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	4,208,270株
資本金の額	759,037千円

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日	平成28年9月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年9月27日

株式会社 環境管理センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿部純也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部尚志

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社環境管理センターの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社環境管理センターの平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社環境管理センターの平成28年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社環境管理センターが平成28年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。